

京田辺市農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和3年2月5日(金)午後3時から3時35分

2.開催場所 305会議室

3.出席委員(13人)

会長	25番	喜多義治
会長職務代理者	24番	澤田康夫
	2番	前川義一
	4番	森 岳人
	5番	水山裕司
	8番	中川利一
	11番	川端美恵
	14番	堀江幸和
	16番	香村侃彦
	17番	下村茂樹
	20番	山崎安喜男
	21番	米田五司
	22番	上村孝男

4.欠席委員(1人)

10番 山下明子

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

第1号議案 農地法第3条の規定による許可について

第2号議案 農地法第4条の規定による許可について

第3号議案 賃借料情報の提供について

第3 その他

6.農業委員会事務局職員

局長 古川 義男

主査 喜多 秀顕

主任 寒川 悠也

7. 会議の概要

事務局長	<p>皆さん、改めましてこんにちは。</p> <p>京田辺市農業委員会総会にご案内いたしましたところ、繰り合わせご出席賜りましてありがとうございます。</p> <p>それでは、令和2年度2月総会の開会に当たりまして、喜多会長がご挨拶を申し上げます。</p>
会長	<p>あいさつ（省略）</p>
事務局長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、審議に入ります前に、お手元の資料をご確認いただきたいと思っております。</p> <p>資料確認（省略）</p> <p>それでは、総会の進行は、会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>ただいまの出席委員さんは13名でございます。定足数に達しておりますので、これより京田辺市農業委員会2月総会を開会いたします。</p> <p>京田辺市農業委員会規則第12条2項によりまして、会議録の署名委員を2名選出しなければなりません。私のほうから指名してよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、上村孝男委員さん、米田五司委員さん、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、報告第1号、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について。</p> <p>【報告第1号 1番から4番を朗読後、説明】</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、報告第1号の1番から地元委員さんのご説明をよろしく申し上げます。</p>
2番	<p>これは、管轄の地元委員が守本委員さんの地域であります。こういうことで、私が代わりに報告させていただきます。</p> <p>大住地内山以下16筆、1万1,204平米。この件につきましては、地元委員さんから、親から子への相続であり、地元として問題ありませんという報告を頂いております。</p> <p>以上です。よろしく申し上げます。</p>

会長	続きますして、NO2。
職務代理	田辺外島、1,260平米以下4筆で3,571平米なんですけども、〇〇〇〇さんがお亡くなりになりましたので、息子さんの〇〇〇〇さんが相続をされるということで、〇〇〇〇さんはまだほかで仕事をしておられるんですけども、〇〇〇〇さんのお母さんもまだ現役で草刈りもやっておられますので、どうもないと思いますので、承認のほう、ひとつよろしく願います。
会長	続けて、NO3。
21番	NO3、飯岡久保田を含め17筆。父親の〇〇〇〇さんが亡くなられてまして、息子の〇〇〇〇さんが相続されるわけですけども、しっかり管理されておるので、問題ないと考えます。 以上です。
20番	報告第1号、4番、草内山ノ下他7筆で計8筆、7,371平米。〇〇〇〇さんから娘さんの〇〇〇〇さんに相続です。ご審議のほどよろしく願います。
会長	ありがとうございます。 それでは、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、何かご質問、ご意見はございませんか。 (質問等なし)
会長	ありがとうございます。 それでは、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について受理決定をさせていただきます。
会長	続きますして、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、事務局から説明をお願いします。
事務局	第1号議案、農地法第3条の規定による許可について。 【第1号議案 1番から8番を朗読後、説明】 なお、これらの件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当いたしませんので、許可要件は満たしているものと考えます。 以上でございます。
会長	ありがとうございました。 それでは、本日3班の委員に現地確認をしていただきました。班長の澤田委員さんよりご報告をお願いします。

職務代理	<p>本日、3班、1時45分から会長以下事務局2人、農業委員3人で現地調査に寄せていただきました。6筆あるんですが、全部問題なしということで承認を得ましたし、またあとは地元委員さんから詳しく事情を聞いていただいたら結構でございます。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号議案、1番から地元委員さんのご説明をよろしくお願いします。</p>
2 番	<p>これは、大住の東林の地域であります。これは、石坂委員の代わりに報告させていただきます。</p> <p>大住門田、辻ノ垣内、畑2筆で1,362平米。これは、地元委員さんから同一世帯内の親から子への贈与であり、適切に耕作もされておりますので、地元として問題はありませんと報告を受けております。</p> <p>続きまして、2番の大住古田は、岡村の地域になります。岡村の守本委員さんの代わりに報告させていただきます。</p> <p>大住古田、587平米、地目、田。これが、〇〇〇〇さんから八幡市の〇〇〇〇さんへ譲渡をされるということで、地元委員さんからは八幡市の〇〇〇〇さんが今回取得をされるのですが、地元として問題はありませんと報告を受けております。</p> <p>3番目、大住門田、これは東林の地内になります。委員さんは石坂委員になります。大住門田、合計2筆で920平米。これは〇〇〇〇から〇〇〇〇さんへの贈与ということで、地元委員さんからは同一世帯内の夫から妻への贈与であり、適切に耕作もされておりますので、地元として問題ありませんと報告を受けております。</p> <p>以上です。どうぞよろしゅうお願いします。</p>
会長	<p>続きまして、NO4のほうをお願いします。</p>
20番	<p>それでは4、草内筋替道で田、1,792平米、他16筆で1万4,757平米。これは〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ同一世帯内の親から子への贈与です。地元としては問題ございません。ご審議のほうよろしくお願いします。</p>
会長	<p>NO5についてお願いします。</p>
16番	<p>第1号議案のNO5、6、7、8と4筆ございます。そのうち柿ノ内のNO5の879平米の〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんに譲渡されます。そして、NO6の同じく柿ノ内の〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんに譲渡されます。242平米です。そして、NO7の同じく柿ノ内の197平米の土地を〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さん、そして、NO8の同じく柿ノ内375平米を〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さん、名前は違いますが、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親戚でございます。この4筆について譲</p>

	<p>渡されることになっております。現状として耕作はされるということでございますので、何ら問題ございません。よろしくお願い申し上げます。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(質問等なし)</p>
会長	<p>ご異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長	<p>それでは、異議等がないようですので、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について受理決定をさせていただきます。</p>
会長	<p>続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可について、事務局、説明を願います。</p>
事務局	<p>第2号議案、農地法第4条の規定による許可について。</p> <p>【第2号議案 1番を朗読後、説明】</p> <p>NO1、転用目的につきましても、大型車5台の露天駐車場でございます。場所につきましては、京都府の田辺総合庁舎より北西へ約970メートルのところ、区分につきましては、総合庁舎から半径500メートルの円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40%を超えるため、その割合が40%になるまで円の半径を延長した区域に申請地が存するため、第2種農地と考えられます。</p> <p>土砂の流出防止策につきましては、安定勾配でのり面を設けまして、土砂の流出がないようにします。雨水につきましては、西側U字溝へ、道路既設側溝へ排水します。汚水、生活雑排水は発生しません。</p> <p>綴喜西部土地改良区につきましては、手続済みでございます。</p> <p>なお、こちらの案件につきましては、農地法第4条第2項の不許可の要件には該当しないため、許可相当であると考えます。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案、地元委員さんの説明をよろしくお願い致します。</p>
職務代理	<p>薪赤池、畑で、〇〇〇〇さんが大型5台をとめる露天駐車場をされるということで、場所的にはさっきも事務局から説明がありましたように、JAの選果場へ入る道路の東北角、地目としては駐車場に転用したいということで、車両の出入口はナスビの選果場と同じ道路より行われるそう、雨水、自然排水には東側に設けたU字溝へ落とすと。裏地の境界</p>

	<p>は斜面にシートを貼り、土砂が崩れないように防止しておられます。地元として問題のないということなので、審議のほうをよろしく願います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案、農地法第4条の規定による許可について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(質問等なし)</p>
会長	<p>ご異議等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長	<p>それでは、異議等がないようですので、第2号議案、農地法第4条の規定による許可について受理決定をさせていただきます。</p>
会長	<p>続きまして、第3号議案、賃借料情報の提供について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第3号議案、賃借料情報の提供について。</p> <p>【第3号議案 1番を朗読後、説明】</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第3号議案、賃借料情報の提供について、事務局から説明がありましたが、何かご質問、ご意見はございませんか。</p>
17番	<p>1つ質問があります。この賃借料ですけど、田んぼと畑でどのぐらい違うのか、ほとんど一緒なのか、参考までに教えてください。</p>
事務局	<p>こちらのほうは、もうそれこそ貸手さん、借手さんで決められている数字なので、正直なところは田、畑で差があるのかも事務局側としては何も資料を出してもらってもありませんので、分からないことになっています。</p>
17番	<p>一般的には、それもいろいろですか。もうまちまち。</p>
事務局	<p>もうお互いの話合いなので、それぞれのこういう方々の状況によって変わってくると思います。</p>
会長	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかにはよろしいですか。</p> <p>これについて、ほんだら何かご質問、ご意見はございませんか。</p>

(質問等なし)

会長

異議等はありませんか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

会長

それでは、異議等がないようですので、第3号議案、賃借料情報の提供について受理決定をさせていただきます。

あとその他のほう。

16番

これ、独立する価格になんねやろ。賃借料。

別枠でごっついやつがあったり、だから、こんな平均をつくってあんねやろ。それ、ちょっと言うたってもらわな。

だから、今、質問を下村君がしてくれたけどな、その辺のことが分からへんから、ちょっと言うといたってくれたら、参考になると思うねん。

会長

合計の内容は分かりますかね。

16番

むちゃくちゃ借つとるやつもおんねから。ええ、悪いは別やで、構へん。ちょっと言うといたって。

事務局

一番安いというか低いところでは1,000円以下とかもあれば、一番高いところで15万、10アール当たりです。その契約でされているというところもあって、平均が大分乖離した数字になってくるということです。

というところで、なのであまり参考にならないと。

16番

無理やり出したんねがの。

事務局

そうですね。形式上、出さなければならないので、平均値を出しても、さっき10アール15万円の農地がありますので、それに引っ張られてしまいます。

16番

だから、下村君、これを普通の耕作地の人に、大体市役所はこんなもんですわと言うてもうたら困る。みんな、難儀しはるねん。だから、これは公には、はっきり言うてでけへんねん。

17番

じゃ、これは、誰か農業委員さん、何ぼぐらいで貸し借りしたらいいんですかねと相談されたときに、金額を言うのはまずいんですか。

16番

言うたらあかん。まずいです。

事務局

言うんでしたら、そういう人もありますが、ただ、最終決めるのは

お互いで。

17番

お互いで決めてくださいと。

事務局

最後はお互いになります。だから、こういう事例としてはそれぐらいやってはる人もありますけどぐらいですね。

16番

貸し借りしはる人に事情もあるし、頼むさかいしてほしいねんという人と、頼むからさせてくれと言う人と、それによってまた違うと思うから。

2番

地域によって水代が違うわね。

事務局

そうですね。

2番

うちの松井区域やったら、10アール当たり大体1万円ぐらいは水代がかかってきよるねん。地代としてよう相談しはるのは、水代ぐらいにしたれやと。ほんで、農家組合費とかもろもろかかってあんねけど、それぐらいは持ったたらどうやという話はようしますよ。

せやから、ボーリングで水を上げたはるところもあるなら、池の水でやってはるところもあるから、水代は地域によって値段は違うと思うけどね。うちらは1万円ぐらい、平均かかっていますわ。

会長

結構高いですな。

2番

高いですよ。

会長

私が住んでいる薪の場合ですと、田の水代に1,000円ですわ、1反。

2番

えらい、また安いでんな。

会長

値上げをせえと言うてんねけど、値上げをようせえへんでね。昔から山の水が流れてきとる。それを使うてたという面もあるんですが、今はそんな山の水なんてありませんからボーリングになって、ボーリングは毎年何十万の当たりを出しとるけど、本来は直さないかんですけど、ちょっと異常ですけど、それができていないので。

2番

池の水やったら管理費だけで済むからええけど。

会長

基本的にああいうかきりものとしての水代とかを耕作者が負担しているというようなことが、一般的には分らんと思います。地区によって変わるかとは思いますが、今の反15万というのはちょっと特異な例やと思います。なかなかそんなんで借りてくれはったら、そのほうが米作りにするよりええけど。

<p>会長</p>	<p>八幡のネギ屋さんがよう言われるのは、1反3万ぐらいで貸してほしいなというようなことは聞きますけどね。ただ、条件があり、水がつかるところは駄目みたいで、道路沿いでそこから水がやれるようなところで条件がつかますけども。</p> <p>ほんで、今、事務局から言われましたそういう内容でよろしくお願ひします。</p> <p>そのほか、よろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ほんだら、ほかにはないようですので、議事については以上で終わらせていただきます。</p> <p>事務局にお返しします。</p> <p>慎重な審議ありがとうございました。</p>
<p>事務局長</p>	<p>慎重なる審議を頂きましてありがとうございました。</p> <p>これをもちまして総会を終了させていただきます。</p> <p>最後に、閉会に当たりまして、澤田職務代理者からご挨拶をお願いします。</p>
<p>職務代理</p>	<p>あいさつ (省略)</p>
<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>会長</p>	<p>本日はありがとうございました。</p> <p>～閉会～</p>